

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

（名 称）株式会社イメージワン

（法人番号 9011101002149）

上記被審人に対する令和 7 年度（判）第 1 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 5 0 7 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 7 年 7 月 2 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 5 月 2 1 日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都品川区大崎一丁目6番3号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、減損損失の不計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和2年 12月22日	第37期（令和元年10月1日～令和2年9月30日）に係る有価証券報告書	令和元年10月1日～令和2年9月30日の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲777,021千円であるところを ▲601,965千円と記載	減損損失の不計上
				貸借対照表	純資産額が 1,709,388千円であるところを 1,884,444千円と記載	
2	令和4年 12月28日	第39期（令和3年10月1日～令和4年9月30日）に係る有価証券報告書	令和3年10月1日～令和4年9月30日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲493,507千円であるところを ▲341,513千円と記載	売上の過大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,297,065千円であるところを 2,633,115千円と記載	

（注）金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和3年3月8日、20,000個の新株予約権証券を1,179,408,800円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
3	令和3年 2月18日	有価証券届出書 （新株予約権証券の募集）		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第37期に係る有価証券報告書を組込み	番号1参照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表2の番号3の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項及び第3項、
第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第37期事業年度（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）に係る有価証券報告書（以下「第37期有価証券報告書」という。）及び第39期事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）に係る有価証券報告書（以下「第39期有価証券報告書」という。）について算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第 37 期有価証券報告書	230, 372 円
第 39 期有価証券報告書	460, 213 円

が、いずれも

② 6, 000, 000 円

を超えないことから、それぞれ

6, 000, 000 円

となる。

表 2 の番号 3 の事実につき

法第 1 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 3 年 2 月 18 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）

1, 179, 408, 800 円の 100 分の 4. 5 に相当する額である

53, 073, 396 円

に、法第 1 7 6 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

53, 070, 000 円

となる。